

別記1 殿

(農林水産省) *¹ 消費・安全局長
生産局長
経営局長

非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策について

農薬は、学校、保育所、病院、寺社、公園、住宅地周辺、家庭菜園、市民農園、ゴルフ場等において使用される場合や植木、街路樹、花き類、たばこ等の非食用農作物（以下「非食用農作物等」という。）に対して使用される場合があり、これまで、こうした非食用農作物等の農薬使用については、「住宅地等における農薬使用について」（平成15年9月16日付け15消安第1714号消費・安全局長通知）を発出して、住民や子ども等に健康被害が起こらないよう指導してきたところであるが、今般、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度（ポジティブリスト制度）が施行されることに伴い、これら非食用農作物等に農薬を使用するに当たっても、農薬の適正使用と飛散による周辺農作物への影響を出来るだけ少なくするよう、指導を一層徹底することが喫緊の課題となっている。

については、別紙のとおり「非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策」をとりまとめたので、（貴局管下各県に通知するとともに、各県を通じて各県下の関係機関及び団体並びに地方自治体に対し）*²、本対策を踏まえ指導の周知徹底が図られるよう協力をお願いする。

（なお、貴局管内の地方農政事務所長に対しても貴職から周知をお願いする。）

*³

（施行注意）

*¹：（ ）内は他省庁あてとする。

*²：（ ）内は、林野庁長官あては「管下都道府県等に通知するとともに」、北海道事務所長あては「北海道に通知するとともに、北海道を通じて北海道下の関係機関及び団体並びに地方自治体に対し」、関東農政局長あては「貴局管下各都県に通知するとともに、各都県を通じて各都県下の関係機関及び団体並びに地方自治体に対し」、近畿農政局長あては「貴局管下各府県に通知するとともに、各府県を通じて各府県下の関係機関及び団体並びに地方自治体に対し」、内閣府沖縄総合事務局長あては「沖縄県に通知するとともに、沖縄県を通じて沖縄県下の関係機関及び団体並びに地方自治体に対し」、内閣官房長官及び宮内庁、環境省あてには「関係機関に対し」、文部科学省及び厚生労働省あてには「貴局管下都道府県に通知するとともに、貴局管下都道府県の関係する機関及び団体に対し」とする。

*³：（ ）内は地方農政局長あてとする。

別紙として「非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策」を添付する。

別記 1

林野庁長官

北海道農政事務所長

東北農政局長

関東農政局長

北陸農政局長

東海農政局長

近畿農政局長

中国四国農政局長

九州農政局長

内閣府大臣官房長

内閣府沖縄総合事務局長

宮内庁管理部長

文部科学省スポーツ・青少年局長

厚生労働省医政局長

厚生労働省健康局長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省老健局長

環境省大臣官房長

18消安第1212号
平成18年5月2日

国土交通省大臣官房長 殿

農林水産省 消費・安全局長
生産局長
経営局長

非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策について

農薬は、学校、保育所、病院、寺社、公園、住宅地周辺、家庭菜園、市民農園、ゴルフ場等において使用される場合や植木、街路樹、花き類、たばこ等の非食用農作物（以下「非食用農作物等」という。）に対して使用される場合があり、これまで、こうした非食用農作物等の農薬使用については、「住宅地等における農薬使用について」（平成15年9月16日付け15消安第1714号消費・安全局長通知）を発出して、住民や子ども等に健康被害が起こらないよう指導してきたところであるが、今般、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度（ポジティブリスト制度）が施行されることに伴い、これら非食用農作物等に農薬を使用するに当たっても、農薬の適正使用と飛散による周辺農作物への影響を出来るだけ少なくするよう、指導を一層徹底することが喫緊の課題となっている。

については、別紙のとおり「非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策」をとりまとめたので、関係施設管理者に対し遵守の指導等をお願いする。

なお、関係団体には、別添のとおり通知しているので併せてお知らせする。

（施行注意）

別紙として「非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策」を添付する。

18消安第1212号
平成18年4月28日

別記2 殿

農林水産省 消費・安全局長
生産局長
経営局長

非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策について

農薬は、学校、保育所、病院、寺社、公園、住宅地周辺、家庭菜園、市民農園、ゴルフ場等において使用される場合や植木、街路樹、花き類、たばこ等の非食用農作物（以下「非食用農作物等」という。）に対して使用される場合があり、これまで、こうした非食用農作物等の農薬使用については、「住宅地等における農薬使用について」（平成15年9月16日付け15消安第1714号消費・安全局長通知）を発出して、住民や子ども等に健康被害が起こらないよう指導してきたところですが、今般、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度（ポジティブリスト制度）が施行されることに伴い、これら非食用農作物等に農薬を使用するに当たっても、農薬の適正使用と飛散による周辺農作物への影響を出来るだけ少なくするよう、指導を一層徹底することが喫緊の課題となっています。

については、別紙のとおり「非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策」をとりまとめたので、本対策を踏まえ指導の周知徹底が図られるよう特段の協力をお願いします。

なお、都道府県知事には、農政局等を通じ、別添のとおり通知しているので、併せてお知らせします。

（施行注意）

別紙として「非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策」を添付する。

別記 2

全国農業協同組合連合会代表理事理事長

全国農業協同組合中央会会長

社団法人日本植物防疫協会理事長

社団法人全国農業改良普及支援協会会長

農薬工業会会長

社団法人林業薬剤協会会長

財団法人日本葉たばこ技術開発協会会長

全国森林組合連合会会長

全国山林種苗組合連合会会長

社団法人日本植木協会会長

財団法人全日本仏教協会

財団法人日本花普及センター会長

社団法人日本花き生産協会会長

社団法人日本造園建設業協会会長

社団法人日本造園組合連合会理事長

財団法人日本ゴルフ協会会長

社団法人日本種苗協会会長

社団法人日本家庭園芸普及協会会長

社団法人緑の安全推進協会会長

18消安第1212号
平成18年4月28日

環境省水・大気環境局長

横浜、名古屋、神戸、門司、那覇植物防疫（事務）所長

独立行政法人農薬検査所理事長

} 殿

農林水産省 消費・安全局長
生産局長
経営局長

非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策について

このことについて、別添のとおり通知したので御了知ありたい。
ついては、貴職におかれても、本対策の趣旨に御賛同の上、御協力くださるようお願いする。

非食用農作物等の農薬使用による周辺食用農作物への影響防止対策

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第12条第1項の規定に基づく農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令5号）においては、すべての農薬使用者の責務として、農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすることとされている。さらに住宅地等においては、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない旨規定されている。したがって、農家だけでなく防除業者等も含めたすべての農薬使用者は農薬使用基準を遵守し、飛散の低減に努める責務があるが、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の販売等を原則禁止する制度（ポジティブリスト制度）のもとではさらにその一層の徹底を図ることが必要である。このため、周辺の食用農作物への農薬の飛散を防止する観点から、学校、保育所、病院、寺社、公園、住宅地周辺に加え、植木、街路樹、花き類、たばこ等の非食用農作物、家庭菜園、市民農園、ゴルフ場等が食用農作物を栽培する農地に近接する場合における農薬使用に当たっては、当該土地、施設等の管理者（市民農園の開設者を含む。）、殺虫、殺菌、除草等の病害虫防除の責任者、農薬使用委託者、農薬使用者等は下記事項の遵守の徹底に努めることとする。

記

- （1）農薬を使用する場所の周辺に食用農作物が栽培されていないか確認し、必要に応じ都道府県、市町村、JA等と相談して、周辺の食用農作物の栽培者に対して、事前に、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類等について連絡する。
- （2）実際の農薬散布に当たっては当該病害虫・雑草の発生状況を踏まえ、必要最小限の農薬散布にとどめる。
- （3）農薬取締法に基づいて登録された、当該防除対象の農作物等に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用する。
- （4）農薬散布に当たっては、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶとともに、風向き、散布器具のノズルの向き等に注意する。
- （5）都道府県、市町村、JA等と連絡を密にし、特に、周辺で栽培されている食用農作物の収穫時期が近い場合等には、状況に応じて使用農薬の種類を変更し、飛散が少ない形状の農薬を選択し、又は農薬の散布方法や散布に用いる散布器具を飛散の少ないものに変更する。
- （6）以下の項目について記録し、一定期間保管する。
 - ア．農薬を使用した年月日、場所、対象農作物、気象条件（風の強さ）等
 - イ．使用した農薬の種類又は名称及び単位面積当たりの使用量又は希釈倍数
- （7）農薬の飛散が生じた場合には、周辺農作物の栽培者等に対して速やかに連絡するとともに、都道府県、市町村、JA等にも同様の連絡を行い、農業者を交えてその後の対応について相談する。